

管理不全空家の所有者等特定のための 戸籍電子情報処理組織の利用範囲拡大



令和3年7月16日
大阪府 住宅まちづくり部 居住企画課

1. 空家等対策の推進に関する特別措置法の概要

背景

- 平成25年時点での空き家は全国約820万戸と増加の一途であり、多くの自治体が空家条例を制定するなど、空き家対策が全国的に課題。
- 適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要（第1条）

定義

- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。（第2条第1項）

- 「特定空家等」とは、
 - ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。（第2条第2項）

施策の概要

基本指針・計画の策定等

- ・ 国は、空家等に関する施策の基本指針を策定（第5条）
- ・ 市町村は、国の基本指針に即した、空家等対策計画を策定（第6条）、協議会を設置（第7条）
- ・ 都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助（第8条）

空家等についての情報収集

- ・ 市町村長は、法律で規定する限度において、空家等への立入調査が可能(9条)
- ・ 市町村長は、空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報等の利用が可能(第10条第1項、第3項)
- ・ 市町村は、空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力(第11条)

空家等及びその跡地の活用

- ・ 市町村による空家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用のための対策の実施(第13条)

財政上の措置及び税制上の措置等

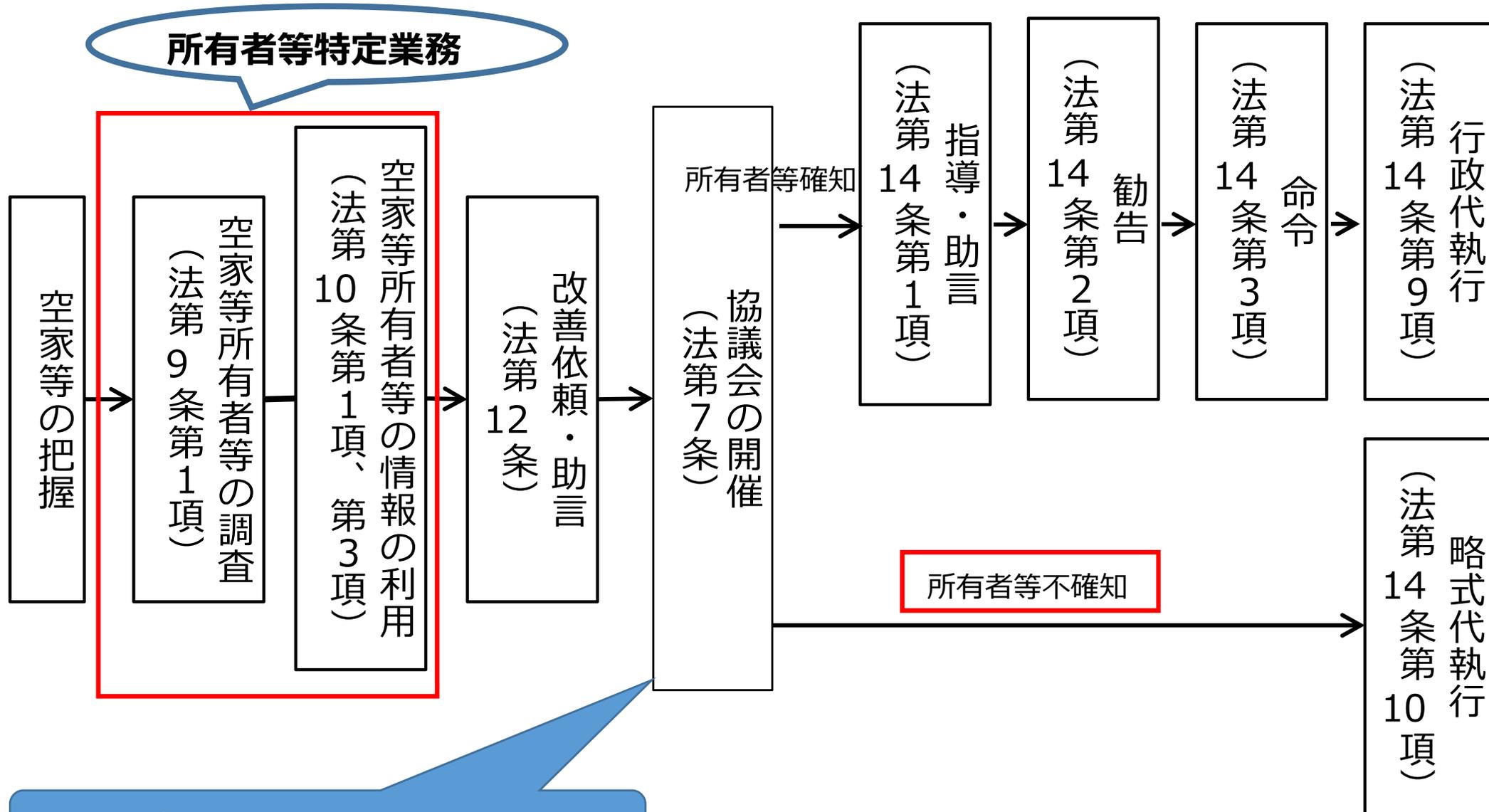
- ・ 市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う（第15条第1項）
- ・ このほか、今後必要な税制上の措置等を行う（第15条第2項）

特定空家等

特定空家等に対する措置

- ・ 特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能。
- ・ さらに要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能(第14条)

2. 特定空家等に対する措置のフロー

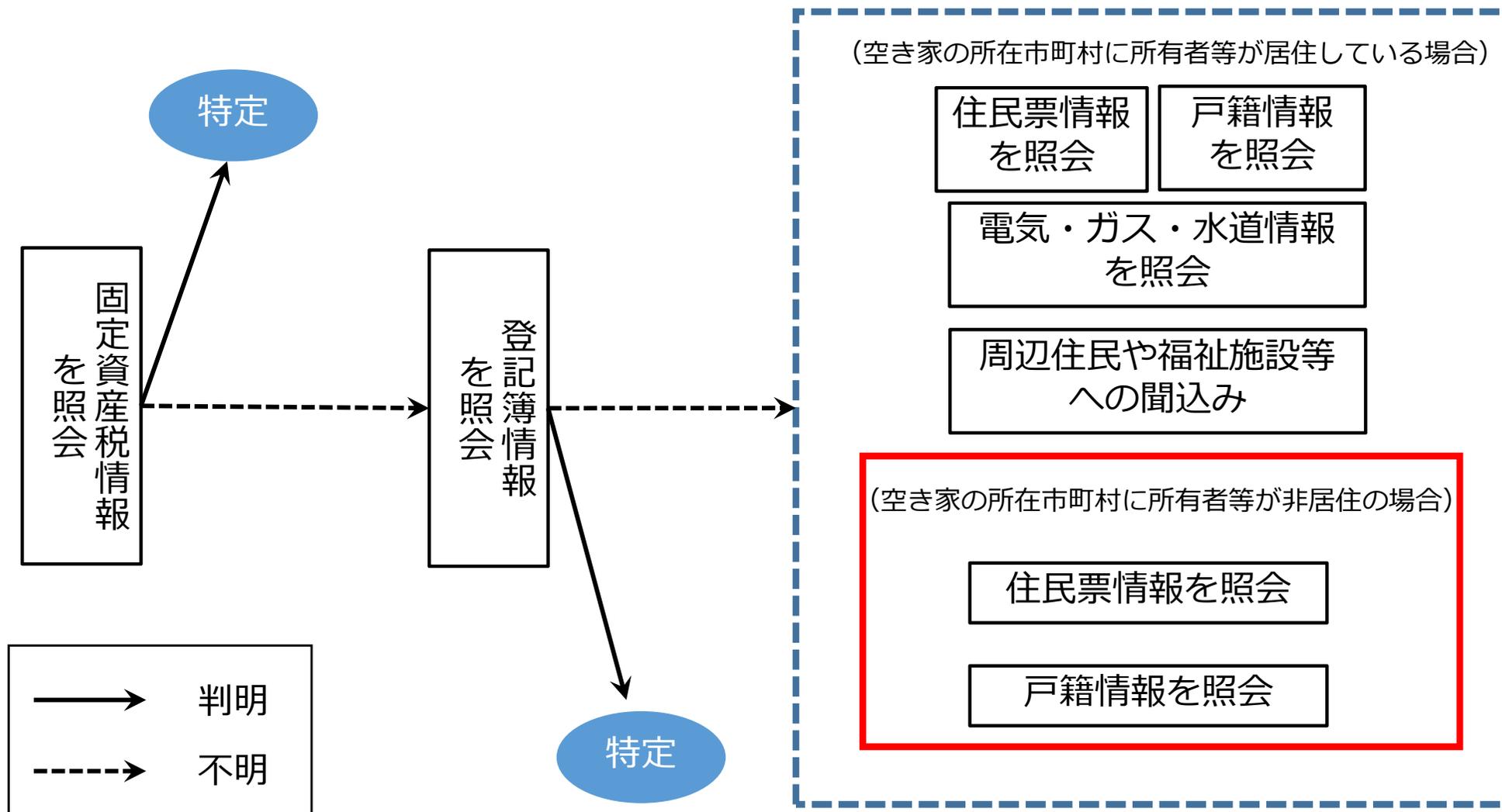


特定空家として認定するか否かを判断

【出典】四條畷市空家等対策推進計画（27頁）を基に、大阪府作成

3. 所有者等特定に係るフロー

53



【出典】 H31.1「空き家対策に関する実態調査」(総務省)を基に、大阪府作成

4. 支障事例

【東大阪市の他市区町村への公用請求実績】

※戸籍法第10条の2第2項（地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。）に基づき、公用請求を実施。

	所有者等調査を行ったもののうち 公用請求を行った件数	戸籍の公用請求 を行った回数	1件あたりの 戸籍の平均 公用請求回数	所有者等の特定までに 要する平均期間 ※戸籍請求から特定までの期間
平成30年度	117/471件	587回	5.0回	2か月
令和元年度	72/214件	426回	5.9回	
令和2年度	58/190件	587回	10.1回	

市外への公用請求では、回答
までに1件あたり平均2週間、
最長1か月かかる

最長で4か月を
要した事案も

所有者等特定に時間を要することが、危険な空家に対して当該所有者等への空家
法に基づく改善依頼や勧告等を速やかに行うにあたっての支障となっている

5. 戸籍情報連携システム（仮称）の導入

- 現在、各市区町村においては個別で戸籍情報システムが設計されており、市区町村間のネットワーク化はされていない
- 他方、令和元年5月に戸籍法の一部を改正する法律が公布され、令和5年度から戸籍情報連携システム（仮称）の運用開始が予定されている。

戸籍法（抜粋） 第十条の二 略

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。（以下略）

公用請求に係る規定

第百十八条 法務大臣の指定する市町村長は、法務省令で定めるところにより戸籍事務を電子情報処理組織（法務大臣の使用に係る電子計算機（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）及び入出力装置を含む。以下同じ。）と市町村長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。））によつて取り扱うものとする。（以下略）

戸籍情報連携システムに係る規定

第百二十条の二 第百十九条の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、第十条第一項（第十二条の二において準用する場合を含む。次項及び次条（第三項を除く。）において同じ。）の請求は、いずれの指定市町村長（第百十八条第一項の規定による指定を受けている市町村長をいう。以下同じ。））に対してもすることができる。

本籍地外からの戸籍請求に係る規定

6. 提案内容

法務省内における検討（法制審議会戸籍法部会における議論の概要）

- 令和元年の戸籍法改正時に第三者請求（本人、配偶者及び直系親族以外の者からの請求）においても本籍地以外の市区町村長への戸籍の交付請求を可能とするスキーム導入が検討されたが、以下の理由から導入されず。
 - ・本籍地市区町村長以外の市区町村長において第三者請求の各種要件を判断しなければならないため、負担が発生する。
 - ・都市部の特定の市区町村に交付事務が集中し、当該市区町村の戸籍事務に支障をきたす。

提案内容

市区町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等を行うにあたり戸籍を請求する際は、戸籍法第118条で規定する電子情報処理組織を利用し、当該市区町村に本籍地のない戸籍においても同市区町村内の戸籍担当部署へ請求できるようにする。

7. 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針

【令和2年12月18日閣議決定 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）】

2 一括法案の提出等

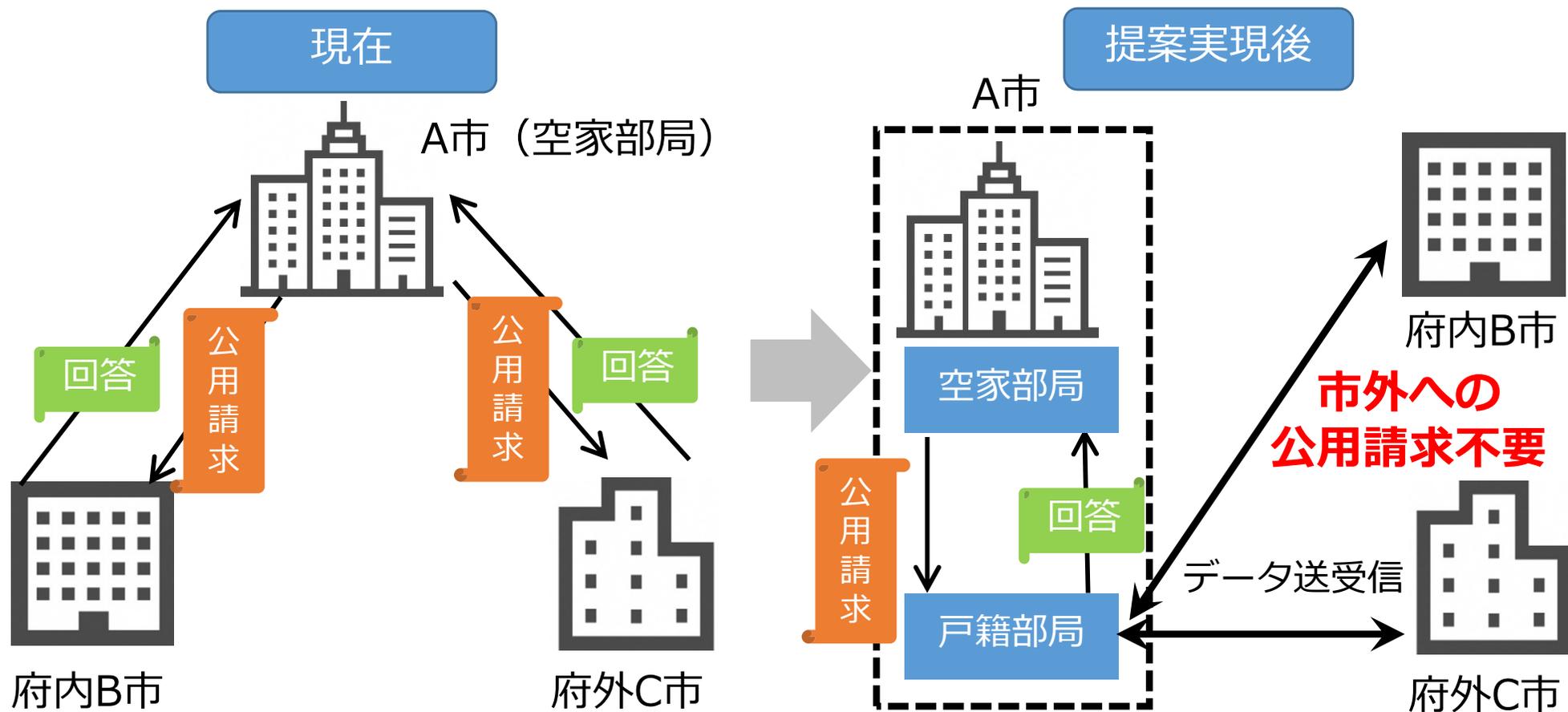
下記4及び5の事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和3年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において「全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」とされていることを踏まえ、各府省等は、それぞれ所管する行政手続のうち、地方公共団体が国(独立行政法人等も含む。)又は他の地方公共団体に対して行うものについて、速やかに見直しを行う。

8. 提案実現による効果



市区町村が早期に空家所有者等を特定し、空家法に基づく措置を迅速に講じることができるようになり、特定空家等の迅速な解消に繋がる。

9. 関係法令（空家等対策の推進に関する特別措置法抜粋）

（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第十条 略

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

（所有者等による空家等の適切な管理の促進）

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

（特定空家等に対する措置）

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。